

令和2年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和2年度11月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和2年11月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		低炭素社会推進課 水環境保全課	4 5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 繰越明許費に関する調書	緑豊かな自然課	9
4 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課 他	10	

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第9号	公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例	環境立県推進課	12
議案第20号	鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	14

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(4) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和2年11月5日専決)	くらしの安心推進課	19
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年11月5日専決)	西部総合事務所生活環境局	22
	(6) 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (令和2年11月5日専決)	緑豊かな自然課	23

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
低炭素社会推進課	206,562		206,562					
水環境保全課	696,870	7,000	703,870	5,250			1,750	
合計	8,946,540	7,000	8,953,540	5,250	0	0	1,750	
<p>説明</p> <p>(一般会計)</p> <p>低炭素社会推進課 [債務負担行為]日本海沖メタンハイドレート調査促進事業に係る補正</p> <p>水環境保全課 鉱山鉱害・土壌汚染防止事業に係る補正</p>								

## 令和2年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタン ハイドレート 調査促進事業	20,546	〔債務負担行為〕 17,790 0	〔債務負担行為〕 17,790 20,546	0	0	0	〔債務負担行為〕 17,790 0	
トータルコスト	30,777	787	31,564	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.3人	0.1人	1.4人	—				
工程表の政策 目標(指標)	—							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

国が行っている日本海沖メタンハイドレートの資源調査が進み、今後の開発が期待されることから、本県においてもメタンハイドレートの研究開発・人材育成を進めるため、令和3年度以降もメタンハイドレートの調査研究機能を鳥取大学に置き、海洋環境等の調査を継続するとともに、普及啓発に取り組む。

#### 2 主な事業内容

令和3年度から3年間鳥取大学へ奨学寄附を行うことにより、メタンハイドレートの調査研究、普及啓発に取り組む。〔債務負担行為 (R3~R5) 17,790千円、年額5,930千円〕

#### 債務負担行為積算

(単位: 千円)

項目	概要	年額
海洋環境基礎調査	海洋調査、技術研究等	2,631
普及啓発	専門家・県内企業との研究会、実験教室、展示会、出前授業等	1,276
講義	鳥取大学での講義 (半期・1講座)	889
大学経費	大学内の研究施設賃借料、管理経費	1,134
合 計		5,930

#### 3 これまでの取組状況・改善点

- ・メタンハイドレートに関する国の資源量調査等は太平洋側(砂層型)が先行する中、日本海沿岸府県による国への提案を行った結果、平成25年度から日本海側の資源量調査が開始された。その後の調査研究等により国は、日本海側の商業化に向けたプロジェクトの開始目標を太平洋側と同じ令和5~9年度に設定した。鳥取県沖を含む隠岐トラフは国が先行して調査を行う3海域の一つに選定されている。
- ・県内で研究・開発の集積・拠点化を進めるための先行投資として、県は鳥取大学と連携し、平成28年度から大学院に寄附講座の開設と資源回収技術の研究を進めてきた。
- ・明治大学、鳥取大学、千葉大学及び鳥取県が連携し、水産試験場の第一鳥取丸を活用して、海洋環境に対する影響や商業生産に向けたメタンハイドレートの集積が有望な海域の調査(採掘による海底地滑り発生の可能性調査等)を継続して実施している。

## 令和 2 年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

水環境保全課 (内線 : 7 4 0 1)

4 目 環境保全費

(単位 : 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鉦山鉦害・土壌汚染防止事業	50,643	7,000	57,643	5,250			1,750	
トータルコスト	59,300	7,787	67,087	(補正に係る主な業務内容) 国庫補助金事務				
従事する職員数	1.1 人	0.1 人	1.2 人					
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>旧岩美鉦山の坑廃水処理時に発生する中和澱物は、平成 1 5 年度から民間企業に有償で引渡し処理を行ってきた。令和 2 年 7 月に受入が終了となり、新たな有償での引渡し先がないため、今年度発生予定の中和澱物を産業廃棄物として処分する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位 : 千円)								
区 分	内 容						予算額	
中和澱物産業廃棄物処分・ 収集運搬委託費	中和澱物の処理及び収集運搬を中間処理業者に委託する。 [負担割合] 国 3 / 4、県 1 / 4						7,000	
合 計						7,000		
<b>3 これまでの取組状況・改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 4 8 年から坑廃水処理事業を開始し、鉦山場内に堆積場を設けて中和澱物の処理を行った。昭和 6 3 年からは下流域に管理型産業廃棄物最終処分場を建設し、埋立て処分を行った。</li> <li>・平成 1 5 年から中和澱物を民間企業に有償で引渡し、処分費の削減を図ってきた。</li> </ul>								

令和2年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費									
				うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	427,333		427,333	69,773		69,773	35,905		35,905	
2 給料	1,389,718		1,389,718	717,893		717,893	418,451		418,451	
3 職員手当等	825,011		825,011	373,114		373,114	218,397		218,397	
4 共済費	538,623		538,623	255,613		255,613	147,909		147,909	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	55,634	1,308	56,942	13,938		13,938	13,550		13,550	
8 旅費	64,249		64,249	31,592		31,592	24,885		24,885	
費用弁償	10,426		10,426	6,179		6,179	4,516		4,516	
普通旅費	29,251		29,251	16,914		16,914	12,620		12,620	
特別旅費	24,572		24,572	8,499		8,499	7,749		7,749	
9 交際費	100		100	100		100	100		100	
10 需用費	899,005		899,005	177,613		177,613	127,163		127,163	
11 役務費	94,494		94,494	28,866		28,866	23,043		23,043	
12 委託料	1,415,442	11,454	1,426,896	665,273	7,000	672,273	547,516	7,000	554,516	
13 使用料及び賃借料	319,554		319,554	280,364		280,364	274,964		274,964	
14 工事請負費	905,526		905,526	877,458		877,458	719,797		719,797	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	87,058	23,500	110,558	27,526		27,526	20,408		20,408	
18 負担金、補助及び交付金	19,282,372	4,282,754	23,565,126	946,963		946,963	938,777		938,777	
19 扶助費	1,190,059		1,190,059							
20 貸付金	993,881		993,881	22,214		22,214	22,214		22,214	
21 補償、補填及び賠償金	4,705		4,705	4,705		4,705	4,705		4,705	
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	464,745		464,745	7,966		7,966	7,966		7,966	
25 寄附金	55,088		55,088	18,188		18,188	18,188		18,188	
26 公課費	47		47							
27 繰出金										
予備費										
計	29,012,644	4,319,016	33,331,660	4,519,159	7,000	4,526,159	3,563,938	7,000	3,570,938	
財源	国庫支出金	16,790,381	4,270,254	21,060,635	1,561,995	5,250	1,567,245	1,548,507	5,250	1,553,757
	地方債	554,000		554,000	524,000		524,000	358,000		358,000
	その他	1,363,798	26,754	1,390,552	227,840		227,840	197,992		197,992
	一般財源	10,304,465	22,008	10,326,473	2,205,324	1,750	2,207,074	1,459,439	1,750	1,461,189

令和2年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	2,624		2,624
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	8,595		8,595
8	旅費	20,428		20,428
	費用弁償	3,273		3,273
	普通旅費	10,342		10,342
	特別旅費	6,813		6,813
9	交際費	100		100
10	需用費	29,465		29,465
11	役務費	20,157		20,157
12	委託料	423,017	7,000	430,017
13	使用料及び賃借料	27,442		27,442
14	工事請負費	719,797		719,797
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	19,920		19,920
18	負担金、補助及び交付金	478,246		478,246
19	扶助費			
20	貸付金	22,214		22,214
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	7,966		7,966
25	寄附金	18,188		18,188
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	1,798,159	7,000	1,805,159
財	国庫支出金	695,365	5,250	700,615
源	地方債	358,000		358,000
内	その他	46,205		46,205
訳	一般財源	698,589	1,750	700,339

令和2年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	106,683		106,683
2	給料	1,005,818		1,005,818
3	職員手当等	520,947		520,947
4	共済費	359,477		359,477
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	33,232		33,232
8	旅費	47,220		47,220
	費用弁償	9,626		9,626
	普通旅費	26,837		26,837
	特別旅費	10,757		10,757
9	交際費	100		100
10	需用費	217,669		217,669
11	役務費	47,879		47,879
12	委託料	1,844,147	7,000	1,851,147
13	使用料及び賃借料	305,829		305,829
14	工事請負費	2,168,603		2,168,603
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	44,968		44,968
18	負担金、補助及び交付金	2,014,281		2,014,281
19	扶助費			
20	貸付金	25,110		25,110
21	補償、補填及び賠償金	18,382		18,382
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	168,007		168,007
25	寄附金	18,188		18,188
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	8,946,540	7,000	8,953,540
財源内訳	国庫支出金	2,262,053	5,250	2,267,303
	地方債	1,380,000		1,380,000
	その他	1,015,390		1,015,390
	一般財源	4,289,097	1,750	4,290,847



## 繰越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4 衛生費	2 環境衛生費	4 環境保全費	国立公園満喫プロジェクト等 推進事業費	緑豊かな自然課	684,706	495,212	247,606	247,000		606	文化財協議や隣接地の工事等により、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため。
			大山入山料実証事業費	緑豊かな自然課	5,863	5,863				5,863	新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施ができなかったため。
			自然公園等管理費	緑豊かな自然課	86,669	30,407	13,683	16,000		724	氷ノ山頂上休憩舎整備について、猛禽類への影響を考慮したヘリの運航計画等、追加で検討が必要な事項が生じ年度内完了が困難となったため。
生活環境部 合計					777,238	531,482	261,289	263,000	0	7,193	

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
令和2年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県 推進課	千円 14,349		千円	令和3年度から 令和5年度まで	千円 14,349				千円 14,349
令和2年度 日本海沖メタンハイドレート調 査促進事業	低炭素社会 推進課	17,790			令和3年度から 令和5年度まで	17,790				17,790
令和2年度 自然公園等管理費	緑豊かな 自然課	14,865			令和3年度から 令和5年度まで	14,865				14,865
令和2年度 都市公園管理費	緑豊かな 自然課	1,624			令和3年度から 令和5年度まで	1,624				1,624
令和2年度 「日本一のすなば」魅力〇ごと 事業	緑豊かな 自然課	6,000			令和3年度	6,000				6,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課 名	限 度 額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額 千円	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
								国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
令和2年度 衛生環境研究所管 理運営費	衛生環境研究所	補正前	246,920			令和3年度	246,920		206,000		40,920
		補正	19,944			令和3年度 から 令和5年度 まで	19,944	2,457			17,487
		補正後	266,864			令和3年度 から 令和5年度 まで	266,864	2,457	206,000		58,407

条例名等	公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 公害紛争処理法の一部が改正され、1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに公害審査委員候補者を委嘱することとされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 公害審査委員候補者の委嘱期間は、3年とする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【参考】 改正の背景 公害紛争処理法第18条第1項の規定に基づき委嘱する公害審査委員候補者の委嘱期間について、第10次地方分権改革一括法により、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることが可能となった（令和2年6月10日公布・施行）ため、本県における委嘱期間を3年と定める。</p>

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の定めるところにより行う<u>公害審査委員候補者の委嘱</u>、あつせん、調停又は仲裁の手續に要する費用及び調停又は仲裁に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(公害審査委員候補者の委嘱期間)</u> 第2条 法第18条第1項の条例で定める期間は、<u>3年とする。</u></p> <p>(紛争処理の手續に要する費用) 第3条 略</p> <p>(鑑定料) 第4条 略</p> <p>(手数料) 第5条 略</p> <p>(手数料の減免又は納付の猶予) 第6条 略</p> <p>(規則への委任) 第7条 略</p> <p>別表（第5条関係） 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の定めるところにより行うあつせん、調停又は仲裁の手續に要する費用及び調停又は仲裁に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(紛争処理の手續に要する費用) 第2条 略</p> <p>(鑑定料) 第3条 略</p> <p>(手数料) 第4条 略</p> <p>(手数料の減免又は納付の猶予) 第5条 略</p> <p>(規則への委任) 第6条 略</p> <p>別表（第4条関係） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例																																																																									
提 出 理 由  及 び 概 要	<p>1 提出理由 被災者生活再建支援法の一部が改正され、被災者生活再建支援金の支給の対象となる被災世帯が拡大したこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、半壊世帯のうち、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者とする。 (2) 被災者住宅再建等支援金の対象事業の交付基準額を、国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。 (3) 被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入する世帯を支援金の交付対象に加え、支援金の額を30万円とする。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>&lt;参考&gt; 1 被災者生活再建支援法の改正概要 被災者生活再建支援法は、半壊のうち損害割合30%以上（中規模半壊）を新たに支援対象に加え、建設・購入の場合に100万円、補修の場合に50万円を支援する改正案が、この度の臨時国会で成立する見込みである。 &lt;被災者生活再建支援法による支援金&gt; 現 行</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊（50%以上）</td> <td style="text-align: center;">建設 最大300万円 補修 最大200万円</td> <td style="text-align: center;">全壊（50%以上）</td> <td style="text-align: center;">建設 最大300万円 補修 最大200万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊（40%以上）</td> <td style="text-align: center;">建設 最大250万円 補修 最大150万円</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊（40%以上）</td> <td style="text-align: center;">建設 最大250万円 補修 最大150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊（20%以上）</td> <td style="text-align: center;">支援金なし</td> <td style="text-align: center;"><u>中規模半壊（30%以上）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>建設 最大100万円 補修 最大 50万円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部損壊（20%未満）</td> <td style="text-align: center;">支援金なし</td> <td style="text-align: center;">半壊（20%以上）</td> <td style="text-align: center;">支援金なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">一部損壊（20%未満）</td> <td style="text-align: center;">支援金なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例改正後の被災者住宅再建等支援制度（案）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">住宅再建の方法</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">世帯人数</th> <th colspan="7" style="text-align: center;">損 傷 の 程 度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">全 壊 (50%以上)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">大規模半壊 (40%以上)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">半 壊</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">一部損壊</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>30%以上</u></th> <th style="text-align: center;"><u>20%以上</u></th> <th style="text-align: center;">10%以上</th> <th style="text-align: center;">5%以上</th> <th style="text-align: center;">5%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">建設又は購入</td> <td style="text-align: center;">複数</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> <td style="text-align: center;">100万円※</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     30万円                       上限30万円                      (応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単身</td> <td style="text-align: center;">225万円</td> <td style="text-align: center;">187.5万円</td> <td style="text-align: center;">75万円※</td> <td style="text-align: center;">75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">補 修</td> <td style="text-align: center;">複数</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">上限100万円※</td> <td style="text-align: center;">上限100万円</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単身</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">112.5万円</td> <td style="text-align: center;">上限75万円※</td> <td style="text-align: center;">上限75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※半壊（損害割合30%以上）は、国支援金の支給対象となる建設又は購入の場合は支給なし、補修の場合は100万円（単身世帯は75万円）から国支援金を控除した額とする。</p>	現 行		改正案		全壊（50%以上）	建設 最大300万円 補修 最大200万円	全壊（50%以上）	建設 最大300万円 補修 最大200万円	大規模半壊（40%以上）	建設 最大250万円 補修 最大150万円	大規模半壊（40%以上）	建設 最大250万円 補修 最大150万円	半壊（20%以上）	支援金なし	<u>中規模半壊（30%以上）</u>	<u>建設 最大100万円 補修 最大 50万円</u>	一部損壊（20%未満）	支援金なし	半壊（20%以上）	支援金なし			一部損壊（20%未満）	支援金なし	住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度							全 壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半 壊		一部損壊			<u>30%以上</u>	<u>20%以上</u>	10%以上	5%以上	5%未満	建設又は購入	複数	300万円	250万円	100万円※	100万円	30万円  上限30万円 (応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)			単身	225万円	187.5万円	75万円※	75万円	補 修	複数	200万円	150万円	上限100万円※	上限100万円	5万円	2万円		単身	150万円	112.5万円	上限75万円※	上限75万円
現 行		改正案																																																																								
全壊（50%以上）	建設 最大300万円 補修 最大200万円	全壊（50%以上）	建設 最大300万円 補修 最大200万円																																																																							
大規模半壊（40%以上）	建設 最大250万円 補修 最大150万円	大規模半壊（40%以上）	建設 最大250万円 補修 最大150万円																																																																							
半壊（20%以上）	支援金なし	<u>中規模半壊（30%以上）</u>	<u>建設 最大100万円 補修 最大 50万円</u>																																																																							
一部損壊（20%未満）	支援金なし	半壊（20%以上）	支援金なし																																																																							
		一部損壊（20%未満）	支援金なし																																																																							
住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度																																																																								
		全 壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半 壊		一部損壊																																																																				
				<u>30%以上</u>	<u>20%以上</u>	10%以上	5%以上	5%未満																																																																		
建設又は購入	複数	300万円	250万円	100万円※	100万円	30万円  上限30万円 (応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)																																																																				
	単身	225万円	187.5万円	75万円※	75万円																																																																					
補 修	複数	200万円	150万円	上限100万円※	上限100万円	5万円	2万円																																																																			
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円※	上限75万円																																																																					

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもののうち、<u>法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金</u>（以下「<u>国支援金</u>」という。）の支給の対象とならないものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、<u>国支援金の支給の対象とならないもの</u>（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（<u>国支援金の支給の対象となる場合にあつては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額</u>（その額が零を下回る場合にあつては、零）。以下</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの（<u>法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。</u>）をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（<u>同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。</u>）をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p>

「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。)以上の給付金をいう。以下同じ。)

(2) 被災者住宅修繕促進支援金(被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金(別表第9号に係るものを除く。)の交付を受けない者(知事が別に定めるものに限る。)であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。)以上の給付金をいう。以下同じ。)

ア・イ 略

2 略

別表(第3条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅(当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	半壊世帯のうち、 <u>国支援金の支給の対象とならないもの</u> の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が	2年	100万円(単数世帯については、75万円)

(2) 被災者住宅修繕促進支援金(被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金(別表第8号に係るものを除く。)の交付を受けない者(知事が別に定めるものに限る。)であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。)以上の給付金をいう。以下同じ。)

ア・イ 略

2 略

別表(第3条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅(当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	2年	100万円(単数世帯については、75万円)



		別に定めるものに限る。)		
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
(7) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。）の建設又は	3年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。)	2年	30万円

(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）

購入					
(8) 略		(7) 略			
(9) 略		(8) 略			
(10) (1)	略	(9) (1)	略		
から(9)		から(8)			
までに掲		までに掲			
げるもの		げるもの			
のほか、		のほか、			
知事が参		知事が参			
加市町村		加市町村			
に協議し		に協議し			
て別に定		て別に定			
める事業		める事業			
備考 略		備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和2年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和2年11月5日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本会議に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の改正理由 肥料取締法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 条例の改正概要 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の規定中引用する肥料取締法の題名等を改める。</p> <p>(3) 施行期日 施行期日は、令和2年12月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1 法改正の背景 肥料を取り巻く諸情勢の変化に鑑み、肥料の品質の確保及び肥料生産等に関する規制の合理化を図るため、肥料の公定規格に使用される原料についての規格を追加するとともに届出により普通肥料と特殊肥料を配合した肥料の生産を可能とするほか、肥料の表示の基準の整備等の措置を講じる必要がある。</p> <p>2 条例改正の内容 (1) 法律の題名の変更に伴う改正 「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」へ改める。 (2) 肥料の配合規制見直しによる項ずれに伴う改正</p>

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4)～(19) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4)～(19) 略</p>

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201の2) 略</p> <p>(202) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円</p> <p>(203) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第4条第3項の規定に基づく同条第1項第6号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円</p> <p>(204) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第4条第1項第6号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円</p> <p>イ <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第4条第1項第7号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201の2) 略</p> <p>(202) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円</p> <p>(203) <u>肥料取締法</u>第4条第2項の規定に基づく同条第1項第6号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円</p> <p>(204) <u>肥料取締法</u>第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>肥料取締法</u>第4条第1項第6号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円</p> <p>イ <u>肥料取締法</u>第4条第1項第7号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円</p>

(205)～(328) 2 略	(205)～(328) 2 略
--------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年11月5日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 東京都港区芝三丁目22番8号 オリックス自動車株式会社 代表取締役社長 上谷内 祐二</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金119,350円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和元年11月25日 午後1時30分頃</p> <p>イ 事故発生場所 西伯郡大山町大山地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、同駐車場内の通路を走行していた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・損害賠償額 119,350円 うち、保険支払額89,350円、県支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円）</li><li>・県側車両損害額 135,201円 うち、相手方からの賠償額40,560円、県実質負担額94,641円</li></ul>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (令和2年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県都市公園条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和2年11月5日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本会議に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の改正理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 条例の改正概要 特定公園施設の定義において引用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和3年4月1日とする。</p> <p>【参考】 鳥取県都市公園条例の概要</p> <p>(1) 目的 都市公園法その他法令に定めるもののほか、鳥取県が設置する都市公園に関し必要な事項を定める。</p> <p>(2) 主な内容 鳥取県が設置する都市公園における設置基準、行為の禁止、指定管理者による管理、行為の制限、利用の許可などについて規程を設けているもの。 なお、設置基準については、公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合のほか、特定公園施設（園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、駐車場、便所、水飲場及び手洗場、掲示場及び標識）の出入口や通路の幅等について定めている。</p> <p>[鳥取県が設置している都市公園] ・布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク) ・東郷湖羽合臨海公園 ・米子駅前だんだん広場</p>

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。） <u>第2条第15号</u> に規定する特定公園施設をいう。	(定義) 第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。） <u>第2条第13号</u> に規定する特定公園施設をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。